

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を309,400円とすること。

(イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を45,200円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を30,700円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.1月分）とすること。

b 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.625月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.125月分）とすること。

b 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

ウ 宿日直手当について

(ア) 勤務1回に係る支給額を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円、それ以外の宿日直勤務は5,300円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ31,500円、11,100円、7,950円、勤務時間が5時間未満の場合にあつては、それぞれ10,500円、3,700円、2,650円）とすること。

(イ) 勤務1回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務及び人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円、それ以外の宿日直勤務は5,300円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ11,100円、7,950円、勤務時間が5時間未満の場合にあつては、それぞれ3,700円、2,650円）とすること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 県職員給与条例の改正

1の(1)による改定後の特定獣医師職給料表を別表第4のとおり改定すること。

5 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)及び4については、平成31年4月1日から実施すること。

6 その他所要の措置

この改定等に伴い、所要の措置を講ずること。